

## 令和3年度の改定について：(介護予防)訪問入浴介護

### 1 基本報酬の見直し

(介護予防)訪問入浴介護費の単位数は、次のとおり変更されました。

<単位数>

	現 行	⇒	改定後
介護予防訪問入浴介護	849単位/回		852単位/回
訪問入浴介護	1,256単位/回		1,260単位/回

### 2 認知症専門ケア加算等の新設

認知症対応力を向上させていくため、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】

<単位数>

現 行	⇒	改定後	
な し		認知症ケア加算 (Ⅰ)	3単位/日 (新設)
		〃 (Ⅱ)	4単位/日 (新設)

<算定要件等>

(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)：以下のすべてを満たす場合に算定

- ① 事業所における利用者総数のうち、対象者 (※1) の占める割合が2分の1以上であること。
- ② 認知症介護に係る専門的な研修 (※2) を修了している者を一定数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
  - ・対象者が20名未満の場合：1名以上
  - ・対象者が20名以上の場合：1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ③ 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。

(2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)：以下のすべてを満たす場合に算定

- ① 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) の要件を満たすこと。
- ② 認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ③ 介護、看護職員ごとに認知症ケア研修計画を作成し、実施又は実施を予定していること。

※1：日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者であり、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指す。

※2：「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

<認知症看護に係る適切な研修>

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

### 3 初回加算の創設と清拭・部分浴に係る減算幅の見直し

#### (1) 初回加算の創設

新規利用者に対し、初回サービス提供を行う前に居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用の調整（浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等）を行った場合を評価する。【告示改正】

<単位数>

現 行	⇒	改定後
なし		初回加算 200単位/月 (新設)

<算定要件等>

新規利用者の居宅を初回の訪問入浴を行う前に訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合に算定可能。初回の訪問入浴介護を実施した日の属する月に算定すること。

#### (2) 清拭又は部分浴を実施した場合の減算幅の見直し

清拭又は部分浴を実施した場合の減算について、減算幅を見直す。【告示改正】

<単位数>

現 行	⇒	改定後
清拭・部分浴を実施の場合30%(回)減算		清拭・部分浴を実施の場合10%(回)減算

<算定要件等>

訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施した場合。

### 4 サービス提供体制強化加算の見直し

サービスの質向上や職員のキャリアアップ推進の観点から、見直しを行う。【告示改正】

<単位数・算定要件等>（※一部を抜粋）

		資格・勤続年数要件		
区分		加算Ⅰ：新たな最上位区分 (新設)	加算Ⅱ：改正前の加算Ⅰイ相当 (名称変更)	加算Ⅲ：改正前の加算Ⅰロ、相当 (新設)
算定要件		次のいずれかに該当すること ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	次のいずれかに該当すること ①介護福祉士40%以上 ②介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上	次のいずれかに該当すること ①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上 ②勤続7年以上の者が30%以上
単位		44単位/回	36単位/回	12単位/回

(注) 介護福祉士に係る要件は、「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、勤続年数の要件は「利用者に対してサービスを提供する職員の総数に占める7年以上勤続職員の割合」である。

### 5 サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。【省令改正】

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 全サービス共通事項

Vol	問	題目	問	答
1	1	人員配置基準における両立支援	問1 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。</li> </ul> <p>&lt;常勤の計算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。</li> </ul> <p>&lt;常勤換算の計算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。</li> </ul> <p>※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（平成27年4月1日）問2は削除する。</p> <p>&lt;同等の資質を有する者の特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。</li> <li>・ なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。</li> </ul>
3	2	指定基準の記録の整備の規定について	問2 指定基準の記録の整備の規定における「その完結の日」の解釈が示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合の取扱い如何。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定権者においては、原則、今回お示した解釈に基づいて規定を定めていただきたい。</li> <li>・ なお、指定権者が独自に規定を定めている場合は、当該規定に従っていれば、指定基準違反になるものではない。</li> </ul>
7	1	運営規程について	問1 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではないこと。</li> <li>・ 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。</li> </ul>
7	2	令和3年9月30日までの上乗せ分について	問2 令和3年9月30日までの上乗せ分については、どのように算定するのか。	<p>(答)</p> <p>令和3年9月30日までの間は、各サービスの月の基本報酬に、0.1%上乗せすることとしているが、請求に当たっては、上乗せ分のコードをあわせて入力することが必要であり、行われなかった場合返戻となることから、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）「Ⅲ-資料3_介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考に対応されたい。</p>

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 訪問入浴介護

Vol	問	題目	問	答
1	16	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問16 特定加算の介護職員間の平均の賃金改善額の配分ルールが見直されたとのことであるが、具体的な取扱いはどのようなものか。	(答) ・ 特定加算について、事業所内でのより柔軟な配分を可能とする観点から、平均賃金改善額について、「経験・技能のある介護職員」は、「その他の介護職員」と比較し、「2倍以上」から「より高くする」ことに見直すものである。これに伴い、配分ルールの見直しを行う場合は、労使でよく話し合いの上、設定されたい。 ・ なお、「月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上」の者は、引き続き設定する必要があることに留意されたい。
1	17	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問17 事業所内での配分方法を定めるにあたり、「他の介護職員」を設定せず、「経験・技能のある介護職員」と「その他の職種」のみの設定となることは想定されるのか。	(答) ・ 事業所毎に、「経験・技能のある介護職員」のグループを設定することが必要であるが、介護職員の定着が進み、勤続年数が長くなったこと等により、当該事業所で働く介護職員全てが、「経験・技能のある介護職員」であると認められる場合には、「経験・技能のある介護職員」と「その他の職種」のみの設定となることも想定される。 ・ この場合における配分ルールについては、当該事業所における「経験・技能のある介護職員」の平均賃金改善額が、「その他の職種」の平均賃金改善額の2倍より高いことが必要である。  ※ 2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(令和元年7月23日)問14は削除する。
1	18	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問18 事業所における配分方法における「ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の賃金改善額を上回らない場合等はこの限りでないこと。」とは、どのような意味か。	(答) ・ 特定加算については、介護職員の処遇改善という趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員も一定程度処遇改善を可能とする柔軟な運用を認めることとしており、この具体的な配分方法として、他の介護職員の平均賃金改善額については、その他の職種の平均賃金改善額の2倍以上となることを求めている。 ・ ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合においては、柔軟な取扱いを認め、両グループの平均賃金改善額が等しくなる(1:1)までの改善を可能とするものである。なお、その他の職種全体では他の介護職員の平均賃金額を上回る場合であっても、その他の職種のうち、他の介護職員の平均賃金額を上回らない職種については、当該職種に限り、他の介護職員と平均賃金改善額が等しくなるまでの改善を行うことも可能である。  ※ 2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(令和元年7月23日)問11は削除する。
1	19	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問19 介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営している場合であっても、月額8万円の改善又は年収440万円となる者を2人設定する必要があるのか。また、その場合の配分ルール(グループ間の平均賃金改善額 1:1:0.5)はどのような取扱いとなるのか。	(答) ・ 事業所において、介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に行っており、同一の就業規則等が適用される等労務管理が同一と考えられる場合は、法人単位の取扱いを適用するのではなく、同一事業所とみなし、 － 月額8万円の改善又は年収440万円となる者を1人以上設定すること － 配分ルールを適用すること により、特定加算の算定が可能である。 ・ なお、介護給付のサービスと予防給付のサービス(通所リハビリテーションと予防通所リハビリテーションなど)についても同様である。 ・ また、特別養護老人ホーム等と併設されている又は空所利用型である短期入所生活介護、介護老人保健施設等と短期入所療養介護についても、同様に判断することが可能であるとともに、これらについては、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等が特定加算を算定している場合において短期入所生活介護等においても、同じ加算区分を算定することが可能である。(短期入所生活介護等において特定加算(I)を算定する場合は、体制等状況一覧表における「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況」(あり/なし)の欄について、「あり」と届け出ること。)  ※ 2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(令和元年7月23日)問12は削除する。
1	20	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問20 職場環境等要件について、届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善の内容を全ての職員に周知していることとあるが、毎年度新たな取組を行わなければならないのか。	(答) ・ 介護職員等特定処遇改善加算における職場環境等要件については、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の推進」及び「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)の取組を行うことが必要である。 ・ 職場環境等要件については、令和3年度改定において、計画期間における取組の実施が求められることとされたが、これは毎年度新たな取組を行うことまで求めるものではなく、前年度と同様の取組を当該年度に行うことで、当該要件を満たすことも可能であること。  ※ 2019年度年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成31年4月13日)問2は削除する。
1	21	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問21 見える化要件について、令和3年度は算定要件とされないとあるが、令和3年度においては特定加算に基づく取組を公表する必要はないのか。	(答) 当該要件については、処遇改善加算及び特定加算の取得状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容に関する公表を想定しているため、令和3年度においては要件としては求めず、令和4年度からの要件とする予定。

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 訪問入浴介護

Vol	問	題目	問	答																			
1	22	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問22 2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4)(令和2年3月30日)問4において、「これにより難しい合理的な理由がある場合」の例示及び推計方法例が示されているが、勤続年数が長い職員が退職し、勤続年数の短い職員を採用した場合等は、これに該当するのか。またどのように推計するのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金改善の見込額と前年度の介護職員の賃金の総額との比較については、改善加算及び特定加算による収入額を上回る賃金改善が行われていることを確認するために行うものであり、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したことにより、前年度の介護職員の賃金の総額が基準額として適切でない場合は、「これにより難しい合理的な理由がある場合」に該当するものである。</li> <li>・ このような場合の推計方法について、例えば、前年度の介護職員の賃金の総額は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 退職者については、その者と同職であって勤続年数等が同等の職員が、前年度在籍していなかったものと仮定した場合における賃金総額を推定する</li> <li>一 新規採用職員については、その者と同職であって勤続年数等が同等の職員が、前年度在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推定する等が想定される。</li> </ul> </li> <li>・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 勤続10年の者が前年度10人働いていたが、前年度末に5人退職し</li> <li>一 勤続1年目の者を今年度当初に5人採用した場合には、仮に、勤続年数が同一の者が全て同職であった場合、前年度、 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 勤続10年の者は5人在籍しており、</li> <li>一 勤続1年の者は15人在籍していたものとして、賃金総額を推計することが想定される。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;推計の例&gt;勤続年数が同一の者が全て同職の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>勤続10年</th> <th>勤続5年</th> <th>勤続1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">前年度</td> <td>実際の人数</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>推計に当たっての人数</td> <td>5人 →10人のうち、5人は在籍しなかったものと仮定</td> <td>10人 → 実際と同様</td> <td>15人 →10人に加え、5人在籍したものと仮定</td> </tr> <tr> <td>今年度</td> <td></td> <td>5人</td> <td>10人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table>			勤続10年	勤続5年	勤続1年	前年度	実際の人数	10人	10人	10人	推計に当たっての人数	5人 →10人のうち、5人は在籍しなかったものと仮定	10人 → 実際と同様	15人 →10人に加え、5人在籍したものと仮定	今年度		5人	10人	15人
		勤続10年	勤続5年	勤続1年																			
前年度	実際の人数	10人	10人	10人																			
	推計に当たっての人数	5人 →10人のうち、5人は在籍しなかったものと仮定	10人 → 実際と同様	15人 →10人に加え、5人在籍したものと仮定																			
今年度		5人	10人	15人																			
1	23	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問23 処遇改善計画書において「その他の職種(C)には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。」との記載があるが、年額440万円を上回る職員は「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」についてどのように取り扱うのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賃金額の計算における母集団には、賃金改善を行う職員に加え、賃金改善を行わない職員も含めることとしており、年額440万円を上回る職員も、「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」に含めることとなる</li> </ul>																			
1	24	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問24 処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合、どのような取扱いとすべきか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の退職等のやむを得ない事情により、配分ルールを満たすことが困難になった場合は、実績報告にあたり、合理的な理由を求めることとする。</li> <li>・ (令和2年度実績報告書においては、申出方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)でお示しした実績報告書(様式3-1)の「⑥その他」に記載されたい。</li> <li>・ なお、その場合でも、特定加算による収入額を上回る賃金改善が必要である。</li> </ul>																			
1	25	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	問25 介護福祉士の配置等要件について、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居生活継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合には、変更の届出を行うこととされているが、喀痰吸引を必要とする利用者の割合以外にどの要件が認められるのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居継続支援加算及び日常生活継続支援加算における喀痰吸引を必要とする利用者の割合に関する要件に加え、日常生活継続支援加算の新規入所者の要介護度や認知症日常生活自立度に係る要件が含まれるものである。</li> </ul>																			
3	3	認知症介護基礎研修の義務づけについて	問3 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業生については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。</li> </ul>																			
3	4	認知症介護基礎研修の義務づけについて	問4 認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。</li> </ul>																			
3	5	認知症介護基礎研修の義務づけについて	問5 認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務づけの対象外とはならない。</li> </ul>																			

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 訪問入浴介護

Vol	問	題目	問	答
3	6	認知症介護基礎研修の義務づけについて	問6 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務付けの対象となるのか	(答) 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外である。一方で、義務付けの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点も重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。
3	7	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付けについて	問7 外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。	(答) EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。
3	8	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付けについて	問8 外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要があるのか。	(答) 認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章第2節第3(2)を踏まえ、技能実習計画への記載は不要である(令和6年3月までの間、努力義務として行う場合も同様)。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要である。
3	9	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付けについて	問9 事業所が外国人技能実習生に認知症介護基礎研修を受講させる場合、入国後講習中や新型コロナウイルス感染症対策のため入国後14日間の自宅等待機期間中に受講させてもよいか。	(答) ・入国後講習中の外国人技能実習生については、入国後講習の期間中は業務に従事させないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講させることはできない。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅等待機期間中であって入国後講習中ではない外国人技能実習生については、受入企業との間に雇用関係がある場合に限り、認知症介護基礎研修(オンラインで実施されるものに限る。)を受講させることができる。 ・なお、実際の研修受講にあたっての取扱い等(※)については、実施主体である都道府県等により異なる場合があることにご留意いただきたい。 (※)研修の受講方法(eラーニング、Zoom等による双方向型のオンライン研修、集合研修)、料金(補助の有無等)、受講枠など
3	10	外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務付けについて	問10 外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教材は提供されるのか。	(答) 令和3年度中に、日本語能力試験のN4レベルを基準としたeラーニング教材の作成を行うとともに、介護分野の在留資格「特定技能」に係る試験を実施している言語(フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネパール、カンボジア、ベトナム、中国、タイ、ミャンマーの言語)を基本として外国人介護職員向けのeラーニング補助教材を作成することを予定している。
3	126	サービス提供体制強化加算	問126 「10年以上介護福祉士が30%という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。	(答) ・ サービス提供体制強化加算における、勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、 一 介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、 一 介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。 ・ 「同一法人等での勤続年数」の考え方について、 一 同一法人等(※)における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数 一 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。 (※)同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。 ・ なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」とは異なることに留意すること。 ※ 平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)(平成21年3月23日)問5は削除する。
3	127	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算	問127 職場環境等要件に基づく取組として「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新たに取組を行うにあたり参考にはできるものはあるか。	(答) 介護職員の腰痛予防対策の観点から、「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付基発0618第3号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2別添)を公表しており参考にごされたい。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4-att/2r98520000034pjn_1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4-att/2r98520000034pjn_1.pdf</a>
4	8	初回加算	問8 初回加算は同じ利用者について同一月内で複数の事業所が算定することは可能か。	(答) 可能である。
4	9	初回加算	問9 初回加算は、利用者の入院等により前回のサービス利用から間隔が空いた場合、どの程度の期間が空いていれば再算定が可能か。	(答) ・ 初回加算は、初回のサービス提供を行う前に利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合を評価する加算であり、この場合の初回は、過去の(介護予防)訪問入浴介護のサービス利用の有無に関わらず、当該(介護予防)訪問入浴介護事業所とサービス提供契約を締結した場合を指す。 ・ ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引っ越しするなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、再度算定することができる。

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 訪問入浴介護

Vol	問	題目	問	答																																																																																	
4	10	初回加算	問10 介護予防訪問入浴介護を利用していた者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合は、改めてサービス提供契約を締結しない場合でも初回加算は算定可能か。	(答) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定できない(逆の場合である介護予防訪問入浴介護費の算定時においても同様である)。</li> <li>・ ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引っ越しするなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、(介護予防)訪問入浴介護の利用に関する調整を行った場合は、この限りではない。</li> </ul>																																																																																	
4	37	認知症専門ケア加算	問37 認知症専門ケア加算の算定要件について、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上であることが求められているが、算定方法如何。	(答) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症専門ケア加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合については、届出日が属する月の前3月間の利用者数で算定することとし、利用者数は利用実人員数又は利用延人員数を用いる。例えば、以下の例の場合の前3月の平均は次のように計算する。</li> <li>・ なお、計算に当たって、 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (介護予防)訪問入浴介護の場合は、本加算は要支援者(要介護者)に関しても利用者数に含めること</li> <li>一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(Ⅱ)(包括報酬)の場合は、利用実人員数(当該月に報酬を算定する利用者)を用いる(利用延人員数は用いない)ことに留意すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(介護予防)訪問入浴介護の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認知症高齢者の日常生活自立度</th> <th rowspan="2">要介護度</th> <th colspan="3">利用実績(単位:日)</th> </tr> <tr> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者①</td> <td>なし</td> <td>要支援2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者②</td> <td>I</td> <td>要介護3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者③</td> <td>Ⅱa</td> <td>要介護3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者④</td> <td>Ⅲa</td> <td>要介護4</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>利用者⑤</td> <td>Ⅲa</td> <td>要介護4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者⑥</td> <td>Ⅲb</td> <td>要介護4</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者⑦</td> <td>Ⅲb</td> <td>要介護3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>利用者⑧</td> <td>Ⅳ</td> <td>要介護4</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>利用者⑨</td> <td>Ⅳ</td> <td>要介護5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者⑩</td> <td>M</td> <td>要介護5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計(要支援者を含む)</td> <td>61</td> <td>60</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用実人員数による計算(要支援者を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の総数=10人(1月)+10人(2月)+10人(3月)=30人</li> <li>・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数=7人(1月)+7人(2月)+7人(3月)=21人</li> </ul>                     したがって、割合は21人÷30人≒70.0%(小数点第二位以下切り捨て)≧1/2                 </li> <li>② 利用延人員数による計算(要支援者を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の総数=61人(1月)+60人(2月)+64人(3月)=185人</li> <li>・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の数=44人(1月)+45人(2月)+45人(3月)=134人</li> </ul>                     したがって、割合は134人÷185人≒72.4%(小数点第二位以下切り捨て)≧1/2                 </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。</li> <li>・ なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度区分が変更になった場合は月末の認知症高齢者の日常生活自立度区分を用いて計算する。</li> </ul>		認知症高齢者の日常生活自立度	要介護度	利用実績(単位:日)			1月	2月	3月	利用者①	なし	要支援2	5	4	5	利用者②	I	要介護3	6	5	7	利用者③	Ⅱa	要介護3	6	6	7	利用者④	Ⅲa	要介護4	7	8	8	利用者⑤	Ⅲa	要介護4	5	5	5	利用者⑥	Ⅲb	要介護4	8	9	7	利用者⑦	Ⅲb	要介護3	5	6	6	利用者⑧	Ⅳ	要介護4	8	7	7	利用者⑨	Ⅳ	要介護5	5	4	5	利用者⑩	M	要介護5	6	6	7	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計			44	45	45	合計(要支援者を含む)			61	60	64
	認知症高齢者の日常生活自立度	要介護度	利用実績(単位:日)																																																																																		
			1月	2月	3月																																																																																
利用者①	なし	要支援2	5	4	5																																																																																
利用者②	I	要介護3	6	5	7																																																																																
利用者③	Ⅱa	要介護3	6	6	7																																																																																
利用者④	Ⅲa	要介護4	7	8	8																																																																																
利用者⑤	Ⅲa	要介護4	5	5	5																																																																																
利用者⑥	Ⅲb	要介護4	8	9	7																																																																																
利用者⑦	Ⅲb	要介護3	5	6	6																																																																																
利用者⑧	Ⅳ	要介護4	8	7	7																																																																																
利用者⑨	Ⅳ	要介護5	5	4	5																																																																																
利用者⑩	M	要介護5	6	6	7																																																																																
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上合計			44	45	45																																																																																
合計(要支援者を含む)			61	60	64																																																																																

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 訪問入浴介護

Vol	問	題目	問	答																																										
4	38	認知症専門ケア加算	<p>問38 認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定するためには、当該加算（Ⅰ）の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。</p>	<p>(答)                      必要ない。例えば加算の対象者が20名未満の場合、                      ・ 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者                      ・ 認知症看護に係る適切な研修を修了した者                      のいずれかが1名配置されていれば、認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定することができる。</p> <p>(研修修了者の人員配置例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">加算対象者数</th> </tr> <tr> <th>～19</th> <th>20～29</th> <th>30～39</th> <th>…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">必要な研修 修了者の 配置数</td> <td>「認知症介護に係る専門的な研修」</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症介護実践リーダー研修</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td>認知症看護に係る適切な研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「認知症介護の指導に係る専門的な研修」</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認知症介護指導者養成研修</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>…</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認知症看護に係る適切な研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。</p> <p>※ 平成21年4月改定関係Q&amp;A(vol.2)(平成21年4月17日)問40は削除する。</p>			加算対象者数				～19	20～29	30～39	…	必要な研修 修了者の 配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」					認知症介護実践リーダー研修	1	2	3	…	認知症看護に係る適切な研修					「認知症介護の指導に係る専門的な研修」					認知症介護指導者養成研修	1	1	1	…		認知症看護に係る適切な研修				
		加算対象者数																																												
		～19	20～29	30～39	…																																									
必要な研修 修了者の 配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」																																													
	認知症介護実践リーダー研修	1	2	3	…																																									
	認知症看護に係る適切な研修																																													
	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」																																													
	認知症介護指導者養成研修	1	1	1	…																																									
	認知症看護に係る適切な研修																																													